

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※支給にあたっては、所得による支給制限があり、手当の請求者もしくは扶養義務者等の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全額又は一部の支給が停止されます。

○**支給要件** 下記のいずれかに該当する児童を母が監護するとき、父が監護し生計を同じくしているとき、もしくは父母以外の人（祖父母等）が養育するときに手当を受けることができます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※ただし、公的年金を受給することができる場合や父又は母が、婚姻の届出はなくても事実上の婚姻関係にある場合等は支給対象になりません。

○**手当額**（平成24年4月分から）

- ・児童1人の場合／全部支給 月額41,430円、一部支給 月額41,420円～9,780円
- ・児童2人以上の場合／第2子 月額 5,000円加算、第3子以降 月額3,000円加算（1人につき）

○**申請に必要なもの** 申請にあたっては受給資格者及び児童の戸籍謄（抄）本、住民票、所得証明書、預金通帳の写し等が必要です。

○**現況届** 「現況届」とは、手当を受けている人が、今後の手当を受けるための大切な届出で、提出期間は、毎年8月1日から8月31日の間です。提出がない場合は、今後の手当の支給が差し止められたり、受けられなくなりますので必ず提出してください。

障がい者の方のための各種手当について

認定には、診断書による審査があります。

※施設に入所されている方や病院に3ヶ月以上入院されている方、所得制限額を超過されている方は対象外となります。

○特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を支給します。

【手当額】

- 1級：1人につき月額50,400円
- 2級：1人につき月額33,570円

○特別障害者手当

身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がい者に対し手当を支給します。

【手当額】

26,260円

○障害児福祉手当

身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい者に対し手当を支給します。

【手当額】

14,280円